

一般財団法人 青少年国際交流推進センター  
ブロック会議等に対する補助金の交付要領

平成 25 年 4 月 15 日  
令和 4 年7月19日(改定)  
令和 5 年 6 月1日(改定)  
理事長決定

都道府県団体会員が開催するブロック会議等の充実等に資するため、予算の範囲内で、次の補助金を交付することができる。

1 主催県以外からの帰国報告者(都道府県外)の交通費補助金

最近の事業参加者(内閣府の青年国際交流事業の参加者をいう。)が、帰国報告を行うため、都道府県外から、ブロック単位の会議等(「青少年国際交流を考える集い」を含むものとし、以下「ブロック会議等」という。)に出席するための交通費の補助金として、ブロック内で選考されて派遣された報告者またはブロック内で活動している報告者1人1回につき 5,000円とし、5名までとする。

2 外国人参加者の参加費補助金

ブロック会議等に参加する外国人の参加費補助金として、同人が納入すべき参加費の額。ただし、参加者1人につき 10,000円以内とし、5名を限度とする。

3 補助金の支給

補助金は、ブロック会議等の実行委員長が立て替え払いしていることを前提に同人の事後の申請に基づいて、同人に交付する。なお、申請書には、活動奨励金事後申請の場合に準じて、証拠となる資料等を添付しなければならない。

4 共同主催事業の補助金

共同主催でブロックイベントを実施する場合に、実行委員会を構成する都道府県団体会員に対して各ブロックあたり 20,000円を上限として実費精算をする。(但し、全国大会の場合には 60,000円を上限として実費精算をする。)

5 共同主催事業の実行委員会謝金

4に記載のある共同主催でブロックイベントを実施する場合の、実行委員会謝金を、センターが負担する。支払いに際しては、実行委員会議事録、出席者による適格請求書の提出に基づく。ただし、ブロックイベント実施県1県につき 96,600円(4600円×3人×7回)円以内とする。(但し、全国大会138,000円(4600円×3人×10回)円以内とする)

6 共催事業の補助金

4及び5に記載のある共同主催イベントとは別に、都道府県団体会員がセンターと共催でイベントを実施する場合に、実行委員会を構成する都道府県団体会員に対して10万円を上限として実費精算をする。

附則

備考:「ブロック会議等」には、ブロック単位の会議のほか次のものを含めることができるものとする。「2以上の都道府県団体会員(IYEO)又は同団体を含む複数の国際交流関係団体が共同で行う国際交流に関する帰国報告会、事業説明会、研修会」